ＪＬ5708	132906	住福丸
ＪＬ5912	130667	大島丸
ＪＬ5935	131504	なると丸
ＪＬ6089	132979	第十神力丸
ＪＭ6015	131407	第八伸幸丸
ＪＭ6111	132680	豊伸丸
ＪＭ6581	135441	マリンビュー

25. 1.17
25. 1.21
25. 1.29
25. 1.17
25. 1.17
25. 1. 9
25. 1.22

○国土交通省告示第百五十二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A04191821	平成16. 6.17	135556	第二十八秀丸

○海上保安庁告示第四十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十七日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三七度、北緯三九度三〇分、東経一四三度、東経一四五度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三四度二〇分、北緯三五度三〇分、東経一四一度、東経一四二度の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年三月二日から平成二十五年三月三十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第八号（平成二十五年三月一日）、二管区水路通報第七号（平成二十五年二月二十二日発行）、三管区水路通報第六号（平成二十五年二月二十五日発行）

○東北地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十七日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間			図面縦覧場所	
四号	宮城県刈田郡蔵王町宮字二坂二〇番一から同県柴田郡大河原町金ヶ瀬字中川原二二番一まで			東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所	

○東北地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十七日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第百三十五号仙塩広域都市計画公園事業九・六・二号加瀬沼公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年二月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	野村　浩
変更後	高橋　幸生

(2)　変更年月日

平成二十五年二月二十五日

○近畿地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百三十五号和歌山都市計画公園事業六・五・二号紀三井寺公園

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東京都公安委員会告示第七十号

次の盗品売買等防止団体について、平成二十五年一月二十九日付けで名称及び回答業務を実施する事務所の名称の変更の届出があったので、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十七日

東京都公安委員会委員長　仁田　陸郎

一　盗品売買等防止団体

日本二輪車オークション協会

二　変更年月日

平成二十五年二月一日

三　変更に係る事項

(一)　名称

変更前　日本二輪車オークション協会

変更後　一般社団法人日本二輪車オークション協会

(二)　回答業務を実施する事務所の名称

変更前　日本二輪車オークション協会

変更後　一般社団法人日本二輪車オークション協会